

## 平成 27 年度 地域への緑化推進事業等補助金 運用ガイドライン

### (目的)

第 1 条 一般社団法人 日本ボーイスカウト静岡県連盟(以下、「静岡県連盟」という)は、地域との開かれた活動の一環として、地域との共同を含む緑化推進事業を推奨することを目的に、地域への緑化推進事業等補助金運用ガイドラインを定める。

### (対象事業)

第 2 条 補助金を支払う事業は以下のとおりとする。

- (1) 地域への緑化推進事業、またはそれに類するものの内で、プログラム委員長が認めた事業

※対象になるもの：緑を増やす（植樹・育てた苗木の配布・花壇整備 など）  
環境保全・維持管理（間伐・竹林整備・下草刈り など）

対象にならないもの：緑の羽根募金活動（緑化推進の非直接的な活動）

注：内容が対象事業であれば、主催が行政、NPO などボーイスカウト以外でも構わない。

### (対象者)

第 3 条 補助金を支払う対象者は以下のとおりとする。

- (1) 地区単位調整補助金

事業等開催もしくは事業等実施要項に基づき、事業を主管する静岡県連盟に所属する県内各団および隊。

- (2) ブロック単位調整補助金

事業等開催もしくは事業等実施要項に基づき、事業を主管する静岡県連盟に所属する県内各ブロックおよび地区。

### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、以下の定めにより決定する。

- (1) 前条第 1 号の場合、県内各地区に対し、静岡県連盟一会計年度につき 10,000 円とする。

但し、実出金額が 10,000 円を下回る場合は、実出金額を限度とする。

- (2) 地区は、地区内に複数の対象事業がある場合、各事業への補助金交付額調整を図るものとする。

- (3) 前条第 2 号の場合、県内各ブロックに対し、ブロック構成地区数あたり 10,000 円(東部 60,000 円、中部 40,000 円、西部 50,000 円)を限度とする。  
但し、実出金額がブロック毎の設定額を下回る場合は、実出金額を限度とする。
- (4) ブロックは、ブロック内に複数の対象事業がある場合、各事業への補助金交付額調整を図るものとする。

(補助金の申請・交付)

第 5 条 補助金申請・交付については各号の通りとする。

- (1) 第 3 条第 1 号の場合、対象事業終了後各地区において調整のうえ、速やかに申請書を必要資料とともに提出し、プログラム委員長の承認を受ける。その後各地区へ交付する。
- (2) 第 3 条第 2 号の場合、対象事業終了後各ブロックにおいて調整のうえ、速やかに申請書を必要資料とともに提出し、プログラム委員長の承認を受ける。その後各ブロックへ交付する。

(補助金額の確定)

第 6 条 プログラム委員会委員長は、前条第 1 号ないし第 2 号の書類により補助金額を確定し、支払う。また、遅滞なく理事会へ報告する。

附則

1. 平成 27 年 7 月 19 日 制定
2. 本ガイドラインは平成 27 年度の事業（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）のみ適用する。

一般社団法人 日本ボーイスカウト静岡県連盟  
プログラム委員会 作成